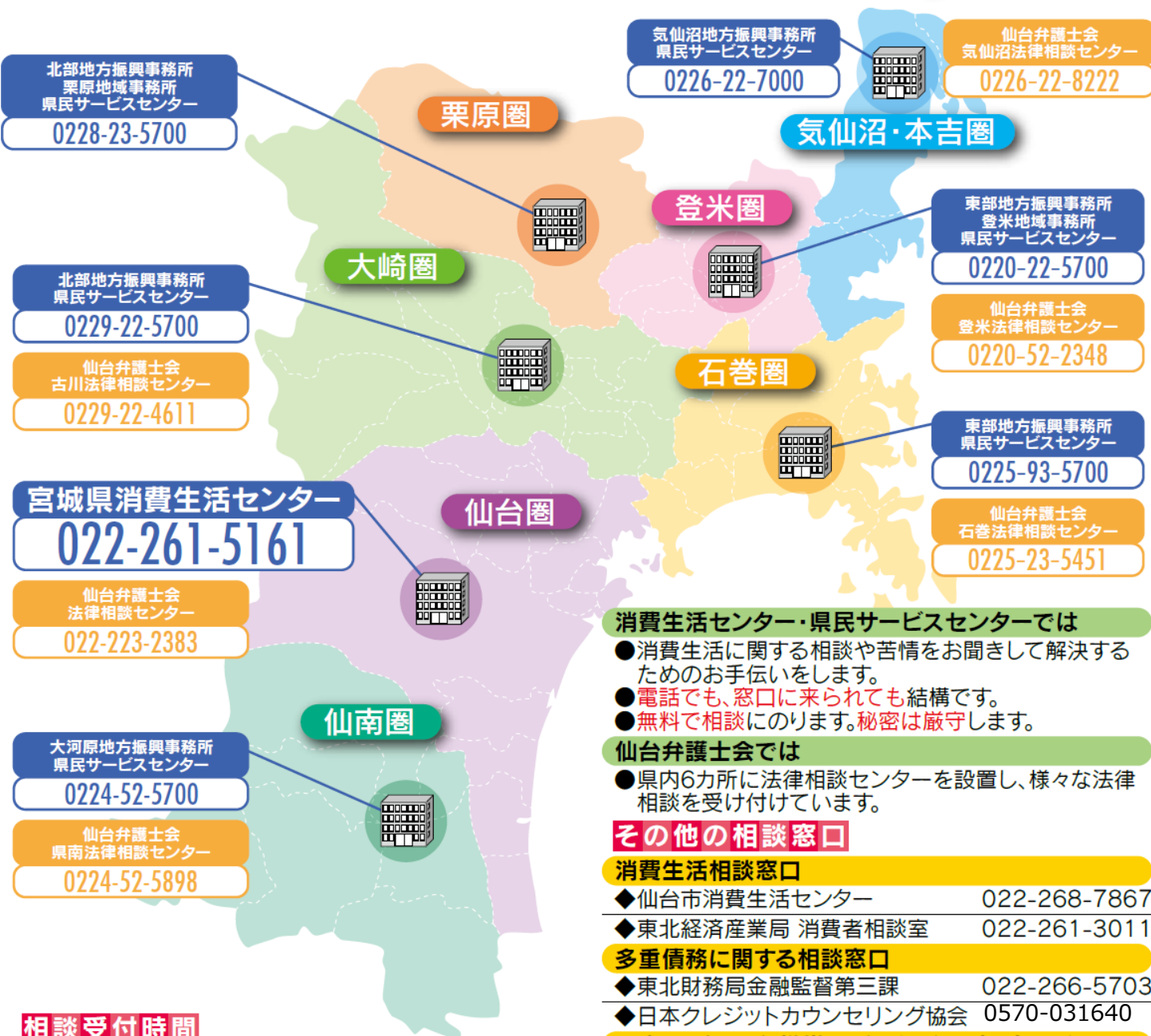


困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



### 消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

### 仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

#### 消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

#### 多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

#### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆5月は「消費者月間」です
- ◆マルチ商法のトラブルに注意しましょう
- ◆通信販売…いつの間にか定期購入になっていた
- ◆宮城県消費生活センターからのお知らせ



## 5月は「消費者月間」です

### <消費者月間とは>

「消費者保護基本法」（現在は「消費者基本法」）が昭和43年5月に施行されてから、20周年を迎えたことを機に、昭和63年から、毎年5月を「消費者月間」としています。この期間中、消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行っています。

平成28年度統一テーマ

### 「みんなの強みを活かせ～安全・安心な社会に一億総活躍～」

消費者を取り巻く環境は、人口減少・高齢化、女性活躍、高度情報通信社会、グローバル化等が進展し、社会や意識も変化しています。

そのような状況で、消費者行政においても、消費者・事業者・行政が連携し、一億総活躍社会の実現に向け、老若男女問わず全ての人々がそれぞれの強みを活かして社会生活において活躍していくことが期待されます。



### ★宮城県消費生活センターの消費者月間の取組★

#### ○「消費者月間」パネル展

県庁1階ロビー開催：

平成28年5月16日～20日

県図書館開催：

平成28年5月24日～29日

※今年は2箇所で開催します。



これを機会に、消費生活について

皆さんで考えてみませんか？



## マルチ商法のトラブルに注意しましょう

最近、宮城県消費生活センターではマルチ商法（ネットワークビジネス）\*に関する相談が寄せられています。

春は新しい出会いが増える季節ですが、知人や友人など断りにくい人からの誘いであっても、興味がなければハッキリと断りましょう。

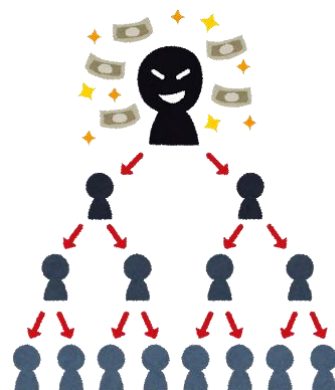


友人に食事に誘われて行くと、ネットワークビジネスの勧誘をされた。化粧品を定期購入して再販売したり、新しい会員を紹介すると紹介料がもらえるとのこと。お金がないから払えないと言うと、キャッシングを勧められ、一緒にキャッシングコーナーへ行き、そのまま業者の口座に振り込んだ。冷静になって考えたら、借金をさせてまで儲け話に誘うのはおかしい。

### \*マルチ商法(ネットワークビジネス)とは

マルチ商法とは、商品やサービスを契約して販売組織に加入し、次は自分が買い手を探して新しい人を販売組織に加入させることで、ピラミッド式に組織を拡大させていく商法です。最近はネットワークビジネスとも呼ばれています。

実際に販売組織の会員になっても、簡単に販売成果が得られるわけではありません。自分のネットワーク（友人関係など）にものを販売することは大変難しいことです。商品を売ることができず借金と商品だけが残ってしまったり、自らが販売・勧誘したことで友人などに負担を背負わせてしまったり、また、しつこく周りを勧誘することで自分の信頼を失ってしまったりと、問題の起こりやすい販売方法です。



### ★アドバイス★

- 「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約してはいけません。
- 身近な人からの勧誘であっても、契約の意思がない場合は毅然とした態度で断りましょう。
- 万が一契約してしまっても、マルチ商法（ネットワークビジネス）の場合、契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含めてから20日以内であればクーリング・オフすることができます。
- 不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまった時は、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。



## 通信販売…いつの間にか定期購入になっていた

### 【こんな事例がありました】

新聞広告を見て「お試し価格700円」の健康食品を注文したところ、6ヶ月の定期購入契約になっていた。また、2ヶ月目以降は1回の代金が4千円となっている。業者に解約の連絡を入れたところ、「定期購入となることは記載されていたので、解約には応じられない」と言われた。広告を確認すると、確かに記載があった。内容をよく読まなかった自分も悪いが、「お試し」とあるのに定期購入になるとは思わなかった。



### ☆トラブルに遭わないために☆

- 通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の内容、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

## 宮城県消費生活センターからのお知らせ

### ●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。また、5月28日（土）と29日（日）は、県庁舎の電気設備定期点検に伴いお休みとなりますので、ご了承ください。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
24	25	26	27	28	29	30
5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

### <相談受付時間>

- しるしのない日  
午前9時～午後5時
- ○で囲われた日  
午前9時～午後4時
- ×の日はお休みです

